

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月26日
【届出者の氏名又は名称】	伊藤忠商事株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪市北区梅田3丁目1番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山2丁目5番1号
【電話番号】	(03)3497-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 渡辺 隆 経 理 部 山 浦 周一郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 東京本社 (東京都港区北青山2丁目5番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、伊藤忠商事株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ヤナセをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中において、日数又は日時の記載がある場合には、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ヤナセ

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式10,416,000株（対象者が平成24年12月21日に提出した第140期（自平成23年10月1日至平成24年9月30日）有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（47,260,000株）から、同有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の自己株式数（9,930株）を除いた株式数（47,250,070株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：22.04%（小数点以下第三位四捨五入、以下所有割合について同じです。））を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする筆頭株主であります。

この度、当社は、平成25年2月25日付で、清水建設株式会社（以下「清水建設」といいます。）（所有株式数：1,736,000株、所有割合：3.67%）が所有する対象者の普通株式の全て（以下「清水建設所有株式」といいます。）を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。この点、対象者は普通株式を金融商品取引所に上場しておりませんが、法第24条第1項第3号の定めにより、有価証券報告書を提出しなければならない会社であります。そして、当社が清水建設所有株式を取得した場合、当社の特別関係者の株券等所有割合（法第27条の2第8項）を加算すると、当社の買付け等の後における対象者の株券等に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当します。そのため、当社は、法第27条の2第1項第2号に基づき、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、清水建設との間で、平成25年2月25日付で、公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、清水建設所有株式が本公開買付けに応募されることを合意しております。

本公開買付けは、清水建設所有株式の応募を前提として行われ、清水建設以外の対象者の株主の皆様からの応募を想定していないことから、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）につき、清水建設所有株式の数と同数である1,736,000株（所有割合：3.67%）を下限及び上限として設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が当該買付予定数の上限を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。本公開買付け後の当社の所有する対象者の普通株式の数は12,152,000株（所有割合：25.72%）となります。また、当社の特別関係者が本公開買付けに応募しなかった場合には、本公開買付け後の当社及びその特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）の所有する対象者の普通株式の数は16,485,000株（所有割合：34.89%）となります。なお、当該特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、本公開買付け後の当社及びその特別関係者の所有する対象者の普通株式の数は上記株式数を下回ることとなります。

なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社は所有割合25.72%の対象者の普通株式を所有することとなり、また、当社が本公開買付け後においても引き続き対象者の経営方針の下、対象者の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、筆頭株主である当社が対象者の普通株式を追加取得することで当社の保有比率が上昇することにより、対象者の経営の安定性の向上も図られるものと判断し、平成25年2月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。

一方で、対象者は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、平成15年以降毎年、決算内容に基づきみずほインベスターズ証券株式会社（平成25年1月にみずほ証券株式会社に合併）に対して対象者の普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成24年9月期決算に基づく評価額は1株につき538円を得ているとのことです。この評価額とは別に、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、あくまで相対的取引を前提として当社及び清水建設間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであることから、本公開買付価格の妥当性について独自の確認は行わずに意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の皆様への判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、上記決議が行われた時点においては、未だ当社において本公開買付けを実施する旨の決定がなされていなかったことから、上記決議は、当社により対象者に提出した公開買付届出書（案）と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始が当社において決定されることを条件として効力を生ずるものとしたとのことです。また、上記取締役会に提出された公開買付届出書（案）の内

容には変更があり得ることから、上記取締役会において、かかる条件の成就の判断等については、取締役黒田正夫氏に一任したとのことです。しかるところ、平成25年2月25日、当社が当該公開買付届出書（案）と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始を決定したことから、平成25年2月25日、取締役黒田正夫氏が、かかる条件の成就を確認し、その結果、上記決議は効力を生ずるに至ったとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義氏は当社理事であること、また、社外取締役である吉田多孝氏は当社執行役員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者の取締役12名のうち上記2名を除く10名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役5名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の定款には、対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は、平成25年2月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が当該株式を取得することを承認する旨を決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、世界66ヶ国に約130の拠点を持つ大手総合商社として、繊維、機械、金属、エネルギー、化学品、食料、住生活、情報、保険、物流、建設、金融の各分野において国内、輸出入及び三国間取引を行うほか、国内外における事業投資等、幅広いビジネスを展開しております。当社は、平成15年2月に対象者の普通株式5,208,000株（第三者割当増資直後の対象者の発行済株式総数に対する割合：12.92%）の第三者割当てを引き受け、対象者の筆頭株主となりました。また、平成20年8月に対象者の普通株式5,208,000株を同様に第三者割当てにより引き受け、本書提出日現在、合計10,416,000株（所有割合：22.04%）を所有するに至っております。当社は平成15年2月の出資以降、対象者に常勤取締役、社外取締役及び出向者数名を派遣し、対象者の経営に関与してまいりました。平成23年12月には、当社出身の井出健義氏が対象者の代表取締役社長に就任しております。

対象者によれば、対象者は、ドイツ車をはじめとする輸入車及びその部品・アクセサリーの販売、自動車の修理・整備を行っております。日本における輸入車販売数は従来年間約25万台で推移してきましたが、リーマンショックの影響を受けて、平成20年は19万台、平成21年は16万台と急減しました。しかし、その後回復し、平成23年は20万台、平成24年は24万台まで戻りました。当社としては、少子化が進み国内自動車市場の縮小が予測される中においても、ドイツ車を中心とする輸入車は洗練されたデザインと確かな技術やこれらに裏付けされたブランドで購買力のあるロイヤリティの高い顧客層を基盤としており、小型車ラインナップの充実、エコカー減税対象車の投入等も相まって、対象者は今後も従来と同程度の販売数を持続すると予測しております。また、当社は、対象者は日本全国に180以上の拠点を持つ、輸入車業界では販売台数で国内ナンバーワンの地位を確立しており、今後も輸入車市場の中で安定した存在感を発揮し続けるものと考えております。

また、対象者によれば、対象者は平成27年には創業100周年を迎える歴史と伝統ある企業であります。現状に留まることなく、今後も発展拡大していくためには、重要市場に対する拠点投資を順次実行して営業体制の拡充を図り、また、新車販売・中古車販売・アフターセールスの三位一体による総合営業を一層推し進め、バリューチェーン経営を強化拡大することが重要課題であると認識しているとのことです。かかる課題への対処として、平成24年11月には本社屋とそれに併設するメルセデスベンツ東京芝浦、アウディ芝浦の全面リニューアルを完了しており、今後は全社的なお客様フォローの基準整理等、業務改革（BPR）活動を一段と加速させるとともに、経費構造の改善と財務体質強化にも継続して取り組み、ゆるぎない収益体質の確立を進めていく方針とのことです。

当社は、今後も引き続き対象者の経営に資本・業務の両面から関与するとともに、対象者の事業及び収益の拡大発展に寄与したいと考えておりました。かかる状況の下、対象者の大株主である清水建設と接触する機会があり確認したところ、同社が対象者の普通株式の売却意向を有していることが判明しました。当社は、清水建設との間で平成25年1月頃から清水建設所有株式の取得について協議を開始し、その後も継続して、清水建設との間で協議・交渉を重ねた結果、平成25年2月25日付で、清水建設から清水建設所有株式を取得することを決定いたしました。

この点、対象者は普通株式を金融商品取引所に上場しておりませんが、法第24条第1項第3号の定めにより、有価証券報告書を提出しなければならない会社であります。そして、当社が清水建設所有株式を取得した場合、当社の特別関係者の株券等所有割合を加算すると、当社の買付け等の後における対象者の株券等に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当します。そのため、当社は、法第27条の2第1項第2号に基づき、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社としては、本公開買付け後においても、引き続き、本書提出日現在と同様に対象者に取締役や出向者を派遣し、対象者の経営方針の下、事業及び収益の拡大発展に貢献したいと考えております。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

当社は、清水建設との間で、平成25年2月25日付で、本公開買付応募契約を締結し、清水建設所有株式が本公開買付けに応募されることを合意しております。なお、かかる応募についての前提条件は存在しません。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者によれば、対象者は、当社が対象者の普通株式を10,416,000株（所有割合：22.04%）所有しており、また、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義氏は当社理事であり、社外取締役である吉田多孝氏は当社執行役員であることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施したとのことです。

法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである古賀総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義氏は当社理事であること、また、社外取締役である吉田多孝氏は当社執行役員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者の取締役12名のうち上記2名を除く10名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役5名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、清水建設から清水建設所有株式（1,736,000株）を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する予定はありません。

なお、本公開買付けによって上記の目的を達成できない場合の具体的な対応方針は、現時点では未定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月26日(火曜日)から平成25年3月26日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	平成25年2月26日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年4月9日(火曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 伊藤忠商事株式会社 東京本社
東京都港区北青山2丁目5番1号
人事・総務部 財務企画部
渡辺 隆 (03) 3497-2121

確認受付時間 平日10時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金399円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の算定に当たり、対象者の普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、市場価格が存在しないことに鑑み、対象者の経営成績及び財政状態並びにそれらの見込み等を総合的に考慮して株式価値を算定することを清水建設に対して提案し、清水建設との間で協議・交渉を行った結果、平成25年2月25日に本公開買付価格を399円と決定いたしました。</p> <p>すなわち、当社としては、対象者の平成24年9月30日現在の連結財務諸表における純資産合計額27,901百万円に対し、退職給付債務に関して会計基準変更時差異の未処理金額(4,908百万円)が残っていること、対象者の普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、譲渡制限株式であるため株式の流動性が極めて乏しいこと、一定量の対象者の普通株式をまとめて購入すること等の要因を総合的に考慮して算出した株式価値をもって清水建設に対して取得価格の提案を行いました。その後、清水建設との間で協議・交渉を重ねた結果、最終的に本公開買付価格を399円と決定しております。</p> <p>なお、本公開買付価格は、対象者の有価証券報告書等により一般に公開されている情報に基づきつつ、当社が自ら対象者の株式価値を検討した上で、清水建設との協議・交渉の結果を踏まえて決定した価格のため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p>

算定の経緯	<p>当社は平成15年2月に対象者の普通株式5,208,000株の第三者割当てを引き受け、また、平成20年8月に更に対象者の普通株式5,208,000株を同様に第三者割当てにより引き受け、本書提出日現在、合計10,416,000株（所有割合：22.04%）を所有し、対象者を持分法関連会社とする筆頭株主であります。当社は平成15年2月の出資以降、対象者に常勤取締役、社外取締役及び出向者数名を派遣し、対象者の経営に関与してまいりました。平成23年12月には当社出身の井出健義氏が対象者の代表取締役社長に就任しております。</p> <p>当社は、今後も引き続き対象者の経営に資本・業務の両面から関与するとともに、対象者の事業及び収益の拡大発展に寄与したいと考えておりました。かかる状況の下、対象者の大株主である清水建設と接触する機会があり確認したところ、同社が対象者の普通株式の売却意向を有していることが判明しました。当社は、清水建設との間で平成25年1月頃から清水建設所有株式の取得について協議を開始し、その後も継続して、清水建設との間で協議・交渉を重ねた結果、平成25年2月25日付で、清水建設から清水建設所有株式を取得することを決定いたしました。</p> <p>当社としては、対象者の平成24年9月30日現在の連結財務諸表における純資産合計額27,901百万円に対し、退職給付債務に関し会計基準変更時差異の未処理金額（4,908百万円）が残っていること、対象者の普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、譲渡制限株式であるため株式の流動性が極めて乏しいこと、一定量の対象者の普通株式をまとめて購入すること等の要因を総合的に考慮して算出した株式価値をもって清水建設に対して取得価格の提案を行いました。その後、清水建設との間で協議・交渉を重ねた結果、本公開買付価格を399円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格の算定に際しては、当社は第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p>
-------	---

（3）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,736,000（株）	1,736,000（株）	1,736,000（株）

（注1） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,736,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,736,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	1,736
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(d)	10,416
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)	4,333
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	47,191
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	3.67%
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	34.89%

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,736,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年12月21日に提出した第140期(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)有価証券報告書記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(47,260,000株)から、同有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の自己株式数(9,930株)を控除した株式数(47,250,070株)に係る議決権数(47,250個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」として計算しております。
- (注4) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象となるため、当該特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は34.89%を下回ることとなります。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

本公開買付に応募する対象者の株主の皆様(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、応募株式を表章する株券を添えて、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の東京法人第一部において応募してください。なお、株券は本人名義のみの応募を受け付けます。株券等を不所持にされている方は、対象者において株券発行の手続を行ってください。なお、株券発行の手続には時間がかかる可能性があり、株券の取得が遅れた場合、応募に間に合わない可能性があるため、対象者に事前に確認した上で、株券発行の手続を行ってください。

本公開買付の応募には、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券は応募株主等に返還されます。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

個人.....住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人.....登記事項証明書、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主...常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。なお、対象者株式は非上場株式でありますことにご留意ください。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士などの専門家にご確認いただき、株主の皆様ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の東京法人第一部に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到着した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到着しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募された株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	692,664,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	10,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	704,664,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(1,736,000株)に、本公開買付価格(399円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
定期預金	10,000,000
計(a)	10,000,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

10,000,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月29日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成25年4月12日(金曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、買付けられなかった株券等を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)に郵送又は交付します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,736,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,736,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方法により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至チ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至ト及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又ニ定める、同号イからリまでに掲げる事実と準ずる事実としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項の規定に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第88期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月22日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（第89期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

伊藤忠商事株式会社 大阪本社

（大阪市北区梅田3丁目1番3号）

伊藤忠商事株式会社 東京本社

（東京都港区北青山2丁目5番1号）

伊藤忠商事株式会社 名古屋支社

（名古屋市中区錦1丁目5番11号）

伊藤忠商事株式会社 九州支社

（福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号）

伊藤忠商事株式会社 中四国支社

（広島市中区中町7番32号）

伊藤忠商事株式会社 北海道支社

（札幌市中央区北三条西4丁目1番地）

伊藤忠商事株式会社 東北支社

（仙台市青葉区中央1丁目2番3号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神2丁目14番2号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14,884(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	14,884	-	-
所有株券等の合計数	14,884	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 対象者が平成24年12月21日に提出した第140期(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数は9,930株ですが、対象者によれば、その後平成25年2月26日までに単元未満株式の買取請求により所有株式数が増加し、10,030株を所有しているとのことです。

(注2) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数135個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,416(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10,416	-	-
所有株券等の合計数	10,416	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4,468 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	4,468		
所有株券等の合計数	4,468		
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 対象者が平成24年12月21日に提出した第140期(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数は9,930株ですが、対象者によれば、その後平成25年2月26日までに単元未満株式の買取請求により所有株式数が増加し、10,030株を所有しているとのことです。

(注2) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数135個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	株式会社ヤナセ
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号
職業又は事業の内容	自動車の販売、自動車部品等の販売、自動車の修理・整備等
連絡先	東京都港区芝浦1丁目6番38号 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	井出 健義
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	渡部 良次
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役副社長
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	黒田 正夫
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役専務
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	磯 肥
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	渡邊 雅一
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	矢花 育雄
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	松井 繁和
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	佐藤 玄土
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	木田 春夫
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	折原 丈雄
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	吉田 多孝
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	高尾 康夫
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常任監査役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	飯塚 健
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常任監査役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	横山 雄二
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常任監査役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	前島 伸行
住所又は所在地	東京都港区芝浦1丁目6番38号(株式会社ヤナセ所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常任監査役
連絡先	連絡先 : 株式会社ヤナセ 連絡場所 : 東京都港区芝浦1丁目6番38号 電話番号 : 03-3452-4311
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	株式会社オリエントコーポレーション
住所又は所在地	東京都千代田区麹町5丁目2番1
職業又は事業の内容	信販業、債権管理回収業、信販周辺の業務受託事業
連絡先	東京都千代田区麹町5丁目2番1 03-5877-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	株式会社みずほコーポレート銀行
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
職業又は事業の内容	銀行業務、証券業務その他金融サービス
連絡先	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 03-3214-1111
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	東京センチュリーリース株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区神田練堀町3番地
職業又は事業の内容	情報関連機器、通信機器、各種機械設備の賃貸業務、割賦販売事業
連絡先	東京都千代田区神田練堀町3番地 03-5209-7055
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】
株式会社ヤナセ

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 対象者が平成24年12月21日に提出した第140期(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数は9,930株ですが、対象者によれば、その後平成25年2月26日までに単元未満株式の買取請求により所有株式数が増加し、10,030株を所有しているとのことです。

井出 健義

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 井出健義は、小規模所有者に該当いたしますので、井出健義の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

渡部 良次

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 渡部良次は、小規模所有者に該当いたしますので、渡部良次の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

黒田 正夫

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	13	-	-
所有株券等の合計数	13	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 黒田正夫は、小規模所有者に該当いたしますので、黒田正夫の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

磯 肥

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 磯肥は、小規模所有者に該当いたしますので、磯肥の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

渡邊 雅一

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	13	-	-
所有株券等の合計数	13	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 渡邊雅一は、小規模所有者に該当いたしますので、渡邊雅一の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

矢花 育雄

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 矢花育雄は、小規模所有者に該当いたしますので、矢花育雄の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

松井 繁和

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 松井繁和は、小規模所有者に該当いたしますので、松井繁和の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

佐藤 玄土

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 佐藤玄土は、小規模所有者に該当いたしますので、佐藤玄土の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

木田 春夫

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	13	-	-
所有株券等の合計数	13	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 木田春夫は、小規模所有者に該当いたしますので、木田春夫の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

折原 丈雄

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 折原丈雄は、小規模所有者に該当いたしますので、折原丈雄の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

吉田 多孝

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 吉田多孝は、小規模所有者に該当いたしますので、吉田多孝の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

高尾 康夫

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 高尾康夫は、小規模所有者に該当いたしますので、高尾康夫の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

飯塚 健

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 飯塚健は、小規模所有者に該当いたしますので、飯塚健の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

横山 雄二

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 横山雄二は、小規模所有者に該当いたしますので、横山雄二の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

前島 伸行

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 前島伸行は、小規模所有者に該当いたしますので、前島伸行の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社オリエントコーポレーション

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,183(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2,183	-	-
所有株券等の合計数	2,183	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

株式会社みずほコーポレート銀行

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,000 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,000	-	-
所有株券等の合計数	2,000	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

東京センチュリーリース株式会社

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	150 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	150	-	-
所有株券等の合計数	150	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

当社は、対象者との間で、以下のとおり、当社を含む譲渡先が対象者の固定資産を譲り受ける旨の契約を締結しております。

資産内容	所在地	譲渡先	譲渡価額	契約締結日	物件引渡し日
土地 10,590.01㎡	東京都港区芝浦一丁目33番1号の一部他6筆	当社 三井不動産レジデンシャル株式会社 日本土地建物株式会社 伊藤忠都市開発株式会社 清水建設	15,508百万円	平成23年4月28日	平成25年6月30日 (予定)

(注) 上記は対象者が平成24年12月21日に提出した第140期(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)有価証券報告書に基づいて作成しております。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者によれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社は所有割合25.72%の対象者の普通株式を所有することとなり、また、当社が本公開買付け後においても引き続き対象者の経営方針の下、対象者の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、筆頭株主である当社が対象者の普通株式を追加取得することで当社の保有比率が上昇することにより、対象者の経営の安定性の向上も図られるものと判断し、平成25年2月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。一方で、対象者は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、平成15年以降毎年、決算内容に基づきみずほインベスターズ証券株式会社(平成25年1月にみずほ証券株式会社に合併)に対して対象者の普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成24年9月期決算に基づく評価額は1株につき538円を得ているとのことです。この評価額とは別に、本公開買付価格については、あくまで相対の取引を前提として当社及び清水建設間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであることから、本公開買付価格の妥当性について独自の確認は行わずに意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、上記決議が行われた時点においては、未だ当社において本公開買付けを実施する旨の決定がなされていなかったことから、上記決議は、当社により対象者に提出された公開買付届出書(案)と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始が当社において決定されることを条件として効力を生ずるものとしたとのことです。また、上記取締役会に提出された公開買付届出書(案)の内容には変更があり得ることから、上記取締役会において、かかる条件の成就の判断等については、取締役黒田正夫氏に一任したとのことです。しかるところ、平成25年2月25日、当社が当該公開買付届出書(案)と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始を決定したことから、平成25年2月25日、取締役黒田正夫氏が、かかる条件の成就を確認し、その結果、上記決議は効力を生ずるに至ったとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義氏は当社理事であること、また、社外取締役である吉田多孝氏は当社執行役員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者の取締役12名のうち上記2名を除く10名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役5名(うち社外監査役3名)全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の定款には、対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は、平成25年2月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が当該株式を取得することを承認する旨を決議したとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

非上場株式のため該当事項はありません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年月日現在

区分	株式の状況（1単位の株式数 株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第139期(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)平成23年12月22日関東財務局長に提出
事業年度 第140期(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)平成24年12月21日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヤナセ本社
(東京都港区芝浦1丁目6番38号)
株式会社ヤナセ横浜港北支店
(横浜市都筑区折本町253番地)

5【その他】

該当事項はありません。